

●香川県告示第318号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を休止した旨の届出があった。

平成23年8月12日

香川県知事 浜 田 恵 造

休止年月日	名 称	所 在 地
平成23年5月13日	つづき歯科医院	三豊市高瀬町新名771番地1
平成23年6月7日	医療法人社団石井歯科医院	丸亀市城西町2丁目3番22号